

県内市町（指定都市を除く）における令和4年度決算に基づく健全化判断比率等（確報）

1 健全化判断比率

(単位：%)

団体名	指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	早期健全化基準 財政再生基準	財政規模に応じて 11.25%~15%	財政規模に応じて 16.25%~20%	25.0	350.0 (指定都市400.0)
		20.00	30.00	35.0	
沼津市				4.9	21.8
熱海市				4.0	-
三島市				6.2	26.9
富士宮市				3.1	-
伊東市				5.6	1.6
島田市				5.8	5.9
富士市				3.3	69.5
磐田市				1.7	-
焼津市				6.4	-
掛川市				7.6	20.4
藤枝市				5.5	-
御殿場市				10.4	17.6
袋井市		赤字無し	赤字無し	5.2	45.3
下田市				6.2	48.9
裾野市				11.9	36.9
湖西市				4.9	3.4
伊豆市				6.9	49.4
御前崎市				0.1	-
菊川市				9.3	-
伊豆の国市				7.1	36.7
牧之原市				5.5	-
東伊豆町				6.7	21.4
河津町				6.2	10.5
南伊豆町				7.9	10.0
松崎町				4.9	-
西伊豆町				4.3	-
函南町				5.4	21.0
清水町				6.3	18.4
長泉町				2.5	-
小山町				9.1	25.2
吉田町				10.5	26.8
川根本町				0.7	-
森町				12.5	19.6
加重平均		-	-	5.5	13.0

※将来負担比率は、算定上マイナスとなる場合（充当可能財源≧将来負担額の場合）は、「-」と表示する

2 資金不足比率（経営健全化基準：20%以上）

いずれの地方公営企業（全118会計）も、資金不足額なし

<参考> 指定都市の状況 ※静岡市・浜松市は、法律上、県に対して報告義務がないため、参考掲載

1 健全化判断比率

(単位：%)

団体名	指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
静岡市		赤字無し	赤字無し	6.3	34.3
浜松市				4.4	-

2 資金不足比率

いずれの地方公営企業（全12会計）も、資金不足額なし